

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条に基づき、公益財団法人日本シルバーボランティアズ（以下「J S V」という）の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものである。

(個人会員)

第2条 次の各号に該当し、J S Vの目的、事業に賛同する個人は理事長の承認を得て、会員となることができる。

1. 奉仕の精神を有する中高年令でその技術と経験をもち、ボランティア活動をつうじ、開発途上地域等の発展、友好親善に寄与しようとする志を有するもの。
2. 前項の業務が遂行できる健康と時間的余裕を有し、あわせ家族の理解が得られるもの。

(賛助会員)

第3条 法人、団体及び個人で、J S Vの目的、事業に賛同するものは、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

賛助会員に関する規程は別途定める。

(入会手続)

第4条 会員になろうとするものは、所定の登録者履歴書を提出しなければならない。

賛助会員については、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費「登録料」)

第5条 会員は、入会するときに年会費を納めなければならない。また以降毎年年会費を納めなければならない。

2 年会費は以下のとおりとする。

(1) 個人会員：5,000円/年

(2) 賛助会員 ①法人・団体賛助会員：1口100,000円

②個人賛助会員：1口10,000円

(会費「登録料」の用途)

第6条 第5条の会費の用途は下記の通りとする。

(1) 個人会員の会費は、全額事務所維持管理費（法人会計）に充当する。

(2) 賛助会員の賛助会費はその50%を公益目的事業費(公益事業会計)に充当する。

(海外への派遣)

第7条 海外からのボランティア派遣要請に基づき、会員の中から適任者を選定し、派遣諸条件を関係者間で確定させ派遣を実施する。

2 派遣に際して、J S Vはその安全確保に努める。

(除名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名す

ることができる。

(1) 違法行為または著しく道義にもとる行為をする等、会員として相応しくないと認められるとき。

(2) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条第6号に該当するにいたったとき。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会通知をJSVに提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

3 正当な理由がなく会費を3年以上滞納した時は退会したものとみなす。

(個人情報の保護)

第10条 会員の個人情報は、JSVの事業であるボランティアの派遣業務及びこれに付随する業務のみに使用するものとする。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第12条 この規程／細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(改廃) 第11条(現行12条)を、平成26年2月5日開催の理事会で議決。

第10条を、平成30年2月9日開催の理事会で議決。